

働きがいのある時代を願って

法律事務所職員

飯田 良哉

私は、1974年から法律事務所で働くようになった。当時の先輩事務員の中には「書生」と言われていた人もいた。社会保険にも加入していない状態の職場が多く、長く働く職場とは感じられなかった。

書類の取寄せに1日かかり

大体、男性が外回り、女性がタイプというのが主な仕事であり、私も初めの仕事は「外回り」で裁判所への書類の提出、登記簿謄本や住民票、戸籍謄本、評価証明書の取寄せであった。現在のような郵送取寄せではなく、直接、役所に事務員が出向いて取り寄せていた。

登記所は「青焼きのコピー」を使用しており機械の故障も多く、当日交付には時間制限があり、人も混雑しており、交付まで2時間待たされることもあった。そのため、数箇所の登記所を回るのは午前中に申請書を提出し、午後に回収するようにしなければ終わらないことが多く、いつも夕方まで外回りしていた。

少しずつ、強制執行の申立・立会いや交通事故の自賠責の保険請求手続きをするようになった。

研修を重ねることで解決の糸口が

仕事はその都度、弁護士や先輩から教えてもらう程度で、日々の経験を通じて学ぶというものであった。私は民事執行法が施行されたころ、組合（法会労）の事務員業務研修会に参加し、日々の仕事でわからないことを学ぶことができる機会を得た。

事務員の仕事も慣れてくると奥が深い。裁判所や弁護士の考えと執行官、登記所、法務局など

の手続きをする役所の考えが違うことで、双方の間にあって泣かされ苦労することも多くあった。

弁護士は訴訟上、数次の移転登記の抹消登記の場合、所有権に基づく妨害排除請求権としての登記請求権により現在の名義人に対し抹消登記を求めるが、登記所では順次各登記抹消手続きをする考え方をする。訴訟上と手続上には登記請求権の違いがあるなど、実体法と手続法には「すきま」がある。

しかし、研修を重ねることで解決の糸口が見えるようになった。このような「すきま・トラブル」にならないよう事前に解決する方法を弁護士に求めるようにもしてきた。

これも事務員の役割のひとつだと考えるようになった。

事務員の力を信じてくれたS弁護士

昨年、事務所のS弁護士が亡くなった。S弁護士とは約30年弱ともに働いた。法律事務所の事務員として長く働くことは困難な時代、女性事務員も含め、弁護士と事務員のあり方を模索した。弁護士と事務員がパートナーとして事件解決に当たる担当制を事務所に導入するなど、弁護士にはリーダーシップを発揮していただいた。弁護士会・法律家団体の研修や会合にも事務員を積極的に参加させ、事務員の成長を評価し、事務員の力を信じてくれた。また、事務員が日常の仕事だけでなく、人権・民主主義にかかわる課題や事件などに社会参加していくことを喜んでくれた。

近年、弁護士会が事務職員研修会の開催や弁護士補助職制度に取り組まれていることは歓迎したい。法律事務所の事務員の仕事が職業として社会から認められ、働きがいのある時代がくることを願っている。